

〈研究ノート〉

沖縄の平和思想の特質

小 林 武

目 次

はじめに 本稿の課題

I 「非武」の思想（非暴力主義）の論じ方

- 1 琉球・沖縄史における「非武」の伝統
- 2 歴史超越的な「非暴力主義」理解の一例
- 3 琉球史にみる武備と「非武」——若干の事象をめぐって
 - (1) 19世紀初頭の来琉欧人の伝えた琉球「非武」の実相
 - (2) 琉球王朝期の「武備」

II 沖縄戦後における平和思想

- 1 非暴力主義の抵抗——伊江島における土地闘争に見る
- 2 ハーグ条約を論拠にした米軍への宣誓拒否——瀬長亀次郎の実践
- 3 平和憲法への希求

III 沖縄人牧師の担う平和思想の一例——比嘉静観の《無戦論》

むすびにかえて 沖縄県民の努力と平和思想の発展

はじめに 本稿の課題

人はおそらく、本質的に平和を愛好する存在であるといえる。もとより、歴史上、数々の戦闘・戦争がおこなわれてきたが、それにもかかわらず、またその痛苦の体験をとおして、戦争のない世界を、さらには究極的に戦争を必要としない社会をつくるにちがいない。今日では、人がその生を戦争の暴力によって傷つけられることなく、平和のうちに生存することが一国の憲法上の権利と

されるところにまで高まっている。そのことは、日本国憲法がその先鞭をつけたこの平和的生存権がよく示しているところであるが、それは規範の世界においても、今後いっそう普遍化していくことであろう。

このような、人類の平和への願いを思想のレベルで結晶させたものが「平和思想」である。

本稿は、沖縄の平和思想のありようを知ることを目的としており、それは沖縄における平和的生存権の展開についての私の研究の一環をなすものである。ただ、「沖縄の平和思想」という場合、それは、歴史上、以前から一見して判然とするような形でくっきりと存在していると思われがちであるが、しかし、今日の（一応沖縄戦以降の、いわゆる「現代」の）広い意味の平和運動の中で形づくられ、あるいはその運動の中で過去の歴史的事案が拾い上げられて具象化されたものにほかならないことがわかる。

なお、沖縄の平和思想は、本土の平和思想に吸収されたがゆえに形が見えないのではなく、この点での本土とのつながりは、存外、薄いもののように思われる。そして、これも意外の感を禁じえないことであるが、個人のレベルで形成された平和思想それ自体を、若干のものを除いて、管見の限りでは認めることができないのである。

他方、以上のような観方とは異なって、沖縄には（琉球王朝以来、琉球の時期・沖縄の時期をとおして）「非暴力」を特質とする平和思想が歴史上一貫して確固として存在してきたという言説が、牢固として主張されており、それは、とくに「命どう宝」などの語の少々便宜的さらには恣意的な使い方と相まって、相当な伝播力をもっている。そこでまず、そうした立論をどのように受けとめるべきかの考察から始めることにしよう。

I 「非武」の思想（非暴力主義）の論じ方

1 琉球・沖縄史における「非武」の伝統

歴史をとおして沖縄、あるいは沖縄人の「心」ないしアイデンティティが語られるとき、しばしば、伝統的な平和志向・非暴力思想が指摘される。一般

的な言説として、論者⁽¹⁾の叙述を引くなら、県民意識の特徴は、熱烈な郷土意識・独特の郷土文化に対する愛着と誇り・伝統的なヨコ型社会の人間関係などとともに根強い反戦平和の志向にあり、またそれは、日常の生活文化の中で、「ぬちどうたから（命どう宝）」〔お金ではなく命こそ宝〕、「いちやりばちょうでー（行逢りば兄弟）」〔出会えば皆兄弟〕、「ちむぐるさ（肝苦さ）」〔他人の不幸を見ると自分の心が痛む〕、「なんくるないさ」〔たいしたことないよ〕で表現される。つまり、それは、県民のもつ非暴力・寛容・強制・柔軟性・開放性の特徴を言いあらわしており、そして、今日の沖縄県の『県是』である「平和・自立・共生」にも反映している、とされるのである。

さらに、こうした平和志向は、琉球王国が「守礼の邦」であり、「非武の文化」をもつ国家であったという認識から発し、その後沖縄に伝統的な非暴力の文化として根付き、今日に至るまで精神風土として持続している、と理解する仕方が行きわたっている。だが、こうした見解については、その受容に若干の、慎重な留保が必要であるように思われる。

すなわち、後にややくわしく検討するが、すでに指摘⁽²⁾されているとおり、この「非武」の思想は、1945年の、沖縄県民の4人に1人を死に至らしめた沖縄戦と、引き続き27年間にも及ぶアメリカの軍事的圧制、さらに1972年の施政権返還後も日本国憲法の上に日米安保条約の法制を置いて、そのもとので持続しつづけている米軍基地による人々への生命と人権の侵害およびそれらに対する抵抗という、戦後の苦難の体験をとおして、沖縄県民の歴史的な「集合的記憶」^(2-a)が呼び起こされたと見るべきであろう。つまり、人々は、そうした過程で「琉球の『非武の文化』という伝統や、『大交易時代』の平和国家のあり方に誇りを見出すようなアイデンティティを培ってきた」^(2-b)のであり、言い換えれば、「沖縄の住民は、このような琉球・沖縄の過去の歴史と引照しながら理解し、繰り返し反芻するなかで、その集合的な歴史意識を形成し、発展させ、社会的に共有してきたといえる」^(2-c)のである⁽³⁾。

このように、沖縄の非暴力思想の伝統については、慎重に立ち入って考察する態度が必要であると思われるが、立論の中には、琉球・沖縄の平和思想は非暴力主義を根幹とするものであるとの前提をア・プリオリに立て、それが琉球

王朝以来今日に至るまで主要な歴史事象を貫いている、と説くものがある。項を改めて、それに言及しておきたいと思う。

2 歴史超越的な「非暴力主義」理解の一例

ここで取り上げる論稿⁽⁴⁾は、本稿執筆のための作業の途上でたまたま目についたものであり、他にも同趣のものがあるのか否かは管見の限りではわからないが、相当強い印象を受けたので検討の俎上に載せた。率直に述べることをおことわりしておきたい。

この論者は、『非暴力』という視点で沖縄の平和思想を考えていきたい」という前提に立つ。つまり、「沖縄の人々は、歴史的にも対外的に争いを好まぬ、平和志向の強い人々、すなわち『平和愛好の民』といわれてきており、それは、琉球・沖縄の人々の対応・行動を19世紀に琉球に来た欧米人が観察した記録をとおして考えた場合、特徴的であるということが出来る」^(4-a)とする。さらに、「対外的あるいは巨大な力（権力）に対峙する際は、その行動が伝統的にあたかも琉球・沖縄の人々の遺伝子に組み込まれているかのごとく、『非暴力』の行動を貫いているのである。それは、時空間を超えた『非暴力』の精神として言説化されよう」^(4-b)と断言する。そして、それを前提にして、ひとつに、来琉異国船への平和的対応が好例であるとして、1816年来航のバジル・ホール艦長らへの対応、1837年の「リリアン・チン書簡」の記述、1840年来航のインディアン・オーク号への対応、1853年のペリー提督来琉への対応を挙げる。「『外来者を受容』するとは、『イチャリパチョーデー』の精神を顕したものであり、その精神は琉球人が『平和愛好の民』であることの証となったが、武力行使をちらつかす『外来者』には、『命どう宝』の精神で『妥協』したといえよう。」こうして、「19世紀の沖縄は、対外的に『非暴力』により生き延びた」^(4-c)というのである。

もうひとつの好例は、沖縄戦後の米軍への「非暴力」的対応であるとされる。1950年代の「土地闘争」では、「農民の非暴力に徹した行動は、対する米軍にも物理的暴力をふるわせにくくする作用を及ぼすことになったのである。すなわち、非暴力の行動をとることによって、米軍による住民への弾圧をも

回避できたといえよう」^(4-d)とする。1962年2月琉球政府立法院による、施政権返還を要請する「2.1決議」には、「国連憲章に依拠した平和的手段による施政権返還に向けての沖縄住民の総意として、歴史的意義がある」^(4-e)とされる。また、1970年12月20日のコザ暴動は、「沖縄の歴史上未曾有の『大事件』」であり、「沖縄住民が一貫して取ってきた『命どう宝』精神を根底においた『非暴力主義の極限』としての行動であった」^(4-f)という。そして、1995年の米兵による少女暴行事件に抗議する「10.21沖縄県民総決起大会」については、「非暴力の『鳥ぐるみ』の集団的抵抗行動として、歴史的抵抗行動の記憶を継承しながら、肯定的位置づけが可能な『平和愛好の民』言説を、顕在化した一大平和行動であった」^(4-g)と位置づけている。

このように、万事、「非暴力」思想が貫徹しているとの観点からの叙述である。「一面的な見方となっている部分も多々あると感じている」^(4-h)とことわっているが、たしかに、これは、この論者の観点に叶った事象だけを拾い上げた、あるいは事象に自己の解釈を施して並べただけの作品である。なお、この論考に先立って提出された同趣旨の修士論文⁽⁵⁾では、上記の諸事例の他に、徴兵忌避の行動を取り上げており、沖縄では徴兵制施行後11年が経過しても忌避行動が跡を絶たなかったところに「命どう宝」の強い意思の現われていると考える、としている。

なお、理解しがたく感じたのは、この論者が前出の論稿⁽⁶⁾で、沖縄の非暴力の平和思想が「最大の暴力装置である現在の軍事基地の撤去を実現させきれない要因であるともいえる」^(6-a)とし、重ねて、「外来者に対する『受容』の精神が、長期にわたって米軍基地を撤去させきれない要因になっていることも否めない」^(6-b)と述べていることである。私は、この個所ではわが目を疑い、幾度も読み直したほどであった⁽⁷⁾。

このような謬説は、歴史超越的な認識から生まれたものと思われるが、これを他山の石とした上で、次に、とくに琉球王朝期の若干の事象について、わずかなりとも検討を加えておこう。

3 琉球史にみる武備と「非武」——若干の事象をめぐって

(1) 19世紀初頭の来琉欧人の伝えた琉球「非武」の実相

沖縄を「非武の邦」だとする言説がほぼ共通して論拠とするのは、琉球王朝が非武装の国であったとする認識である。それにかんしてよく引かれるものは、19世紀初頭に琉球に来航したいわゆる異国人の航海記とその欧米諸国への伝播である。中でも、1816年にイギリスの艦船アルセスト号とライラ号の2隻が中国使節団としての任務の傍ら朝鮮と琉球を訪れ、那覇に40日ほど滞在したが、ライラ号艦長のバジル（ベイジル）・ホールがイギリスへの帰途、1817年、当時セントヘレナ島に幽閉中であったフランスの前皇帝ナポレオンを訪ね、「武器のない国」琉球の話伝えて彼を驚かせた、という逸話はよく知られている。

すなわち、バジル・ホールが著した『朝鮮・琉球航海記』は、武器をもたぬ国琉球について、次のように記述している。——琉球において「われわれは、いかなる種類にもせよ武器というものをみていない。島の人々も、武器は一切ないと断言していた。マサケット銃を発射した時の様子を見れば、火器を知らないことは確かだと思われる。／島の北端にある一軒の小屋で、武器としか思われぬ一本の槍を見たが、これとそっくりの槍が、魚を突くために使われているところからみて、これも単に魚を取るためだけのものと信じてよいであろう。／彼らは我々の長剣と短剣にも、またマレーの短刀や槍に対しても、まったく同じ驚嘆を示した。明らかにそのいずれをも見たことがないのである。首長たちは袍衣のふところあるいは帯の間に、鞘に入った小刀をさしこみ、下層の者は、もうすこし大型の小刀を持ち歩いていたが、それらは何らかの実用的な使用目的をもつものであって、護身用でもなければ装飾用でもない。彼らは戦争を経験したこともなく、戦争についての言い伝えも知らないと言っていた。（／は改行を示す）^⑧」というものである。

併せ、同書を抜粋紹介した真境名安興は、尚温王の冊封のために来琉した周煌の言葉、「小国の大勢弱ければ則ち久しく存し、強ければ則ち速やかに敗らる。琉球の俗頗る兵を言ふを緯む」を引用して、次のように解説している。——「琉球は尚氏の初期よりして殆ど武器を撤去し平和の外交術を以て統ての

問題を解決せんとしたるなり。是れ自存自衛の最善なる方法にして亦四百余年間の太平を贏得せし所以ならんか。其他外国人に物品を給与して代価を受けとらざりしことも畢竟平和の外交術より出でしものにして恩恵を与へて他日の係累を避けんとせし意に外ならざるなり。此政策も亦終始一貫せしが如し。』⁽⁹⁾と。

また、ライラ号から11年後の1827年来琉したイギリスの探検船プロッサム号の艦長ピーチーも、琉球の人々について、「かれらは甚だしくおとなしく柔弱にみえるので、かれらは戦争になるよりは、むしろ、じぶんのもっているものを何もかも投げ出してしまってよいと思っているのではないかとさえ想像されるほどである」と書き残している⁽¹⁰⁾。

——これらは、あたかも琉球人が平和の民であり、琉球が確固とした非武の文化をもつ邦であって、「命どう宝」の信念は、その淵源をここに見出したくなるような史料であるが、事実はさほど単純ではない。前引したバジル・ホール『航海記』の記述からして、その訳者は、次のように注記している。——「武器というものを見ていない——このホールの記事によって有名になった誤解の一つ。しかし、これにも理由がある。／〔島津氏侵攻（1609年）後の〕琉球の武器は薩摩の在番奉行の厳しい管理下におかれていた。……琉球社会では士身分の帯刀は一般的ではなく、近世〔本土〕諸藩のような帯刀が身分標識としての意味をもたない。……1800年来琉した冊封使・李鳳元は、『此国武器なきも文教を以て治むるに感心す』と述べている。が、これは琉球国の支配形態を一面的にとらえたにすぎず、実際には在番奉行所が管理している武器類は冊封使らの目にふれぬように、浦添の龍福寺へ移管・封印されていたのである。……したがって、ホールから琉球人はまったく武器をもっていないという話を聞いたナポレオンが驚いたという有名なエピソードは、真相から遠い。武器は支配階級の手握られていたのである。〔／は改行を示す〕』⁽¹¹⁾というものである。

まことに、「ある民族や、国民の性格が本質的に『暴力的』あるいは『平和的』であるということはあるにない」⁽¹²⁾というのが正鵠を射たものといえるのではなかろうか。そのことをめぐって、項を改め、琉球史から若干のものを取り上げておきたい。

(2) 琉球王朝期の「武備」

確認的に述べるにとどまるが⁽¹³⁾、琉球史における軍事は、15世紀から薩摩侵攻の17世紀初頭までの第1尚氏王統・第2尚氏王統（前期）の時代は、武備が整い、それゆえに、奄美大島の征服（1429年尚巴志の三山統一の後）、喜界島への遠征（1466年尚徳）、さらに八重山のオヤケ・アカハチの討伐（1500年尚真）以降宮古・八重山の支配を強化するなどの武力政策を押し進めた。その後、尚真の在位期（1477-1526年）に、支配体制の完成を目指す一環として、各地の按司勢力から武器類を接収する「刀狩り」をおこない、それを一元管理の下に置く、その意味での「武備撤廃」の方針が採られた⁽¹⁴⁾。その上で、1609年からの薩摩支配の時期に、武器統制が徹底された。つまり、琉球は、強制されて「武器なき国」になったのであり、先の、ホールたちの見たのは、このような琉球だったのである。

加えて、琉球社会の構造上の特質にも目を向ける必要がある。つまり、《沖繩には百姓一揆がなかった》といわれる、その要因である。一書⁽¹⁵⁾によれば、次のごとくである。——「沖繩の村は、それ自体局地的小宇宙であり、まさに文明国にはみられぬ『平和の天地』であった。民衆は、この小宇宙に生まれ、そこで成長し、そのなかから妻を迎え、みうちのものにとりまかれるなかで、はげしい個人的利害を経験させられることなく生き、そして死んでいった。そこには、自足と安逸と牧歌的な平安とが支配した。／そして、この小宇宙の封建的孤立性は、村落相互のあいだに、共同の利害とそれにもとづく連帯意識を産み出すことを極度に困難にした。……間切りがちがえば語彙が相違し、村がちがえばアクセントが異なるという状態では、支配者にたいする組織的抵抗や反乱は、発生する余地がないのは当然だったといえよう」と。

薩摩支配下の琉球王朝の支配層は、民衆をこのような状態に置いて統治をつづけたのである。それは、苛斂誅求の税制に見られるとおりの過酷な民衆支配であった。そのことからして、琉球王朝がたとえ平和的外交術を採っていたとしても、そこに、本来、生命の尊重・人間の尊厳の理念と結びつべきはずの非暴力思想などを認めることは、けっしてできるものではない。

なお、付記するなら、「命どう宝」（命こそ宝物、この世に命に勝るものはない）

ということばは、琉球王国時代（あるいはそれ以前）から、語り継がれてきたものではないことに留意しておきたい⁽¹⁶⁾。むしろ。沖縄戦や米軍支配下の戦後沖縄社会がはぐくんできた、現代の人々のアイデンティティのひとつであり、平和を求めるときに用いる象徴的な表現である。すなわち、このことばは、昭和初期に、沖縄出身の作家・画家であった山里永吉の作になる。その史劇（『首里城明渡し』や『那覇四町昔気質』、『国難』）の中で、薩摩藩ないし明治政府から沖縄退去を命じられた琉球国王に、別離の琉歌として、“戦世も済まち みろく世もやがて 嘆くなよ臣下 命どう宝”と詠じたものである。

これが広く使われるようになったのは、沖縄戦生存者の間で、1970年代末からであったといわれる。よく知られているものとして、1984年開設の伊江島の反戦平和資料館は、「ヌチドゥタカラの家」と名乗っている。——いづれにせよ、『命どう宝』を、「沖縄の非武の思想」が琉球王朝以来幾世紀にもわたって根付いているものだと主張する論拠として用いることは、正しくないといわなければならない。

さらに、こうした言説と併せて、『万国津梁の鐘』の銘文が取り上げられることがある。1458年に尚泰久王の命により鑄造され、首里城正殿に掛けられたもので、そこには、大意つぎのような漢文の詩が刻まれている。——「琉球国は南海の勝地にして、三韓（朝鮮）の秀を鐘め、大明（中国）を以て輔車となし、日域（日本）を以て唇齒となす。此の二の中間に在りて湧出するの蓬萊島なり。舟楫を以て万国の津梁となし、異産至宝に充満せり。地は靈、人は物え、遠く和夏の仁風を扇ぐ。故に吾王大世主（尚泰久王の神号）、庚寅（1410年）慶生の尚泰久、茲に王位を高天に承け、蒼生を厚地に育む。（下略）」⁽¹⁷⁾というものである。

これは、仏教の加護によって国内の安定を図るために造られたものであるが、当時の琉球の海外貿易の隆盛・制海の気概をよく表現しているとされる⁽¹⁸⁾。ここに、国際協調の姿勢を確認することはできる。ただ、これをもって沖縄の平和思想を具現したものとするのは適切ではないといわなければならない。

Ⅱ 沖縄戦後における平和思想

1 非暴力主義の抵抗——伊江島における土地闘争に見る

沖縄は、アジア太平洋戦争において、わが国で唯一地上戦がおこなわれ、戦後、4半世紀を超える27年の長きにわたって日本の領土から切断されて、米国の軍政の下に置かれた。この異民族支配は、沖縄県民の人間の尊厳と基本的人権を絶えず侵害してやまないものであり、人々は当然起ち上がり、大衆運動でもって抵抗した。これを原点にした今日までの沖縄の戦後民衆運動の歴史は、論者⁽¹⁹⁾によれば、次のような特質をもつものとされる。

すなわち、「第1は、沖縄戦に直統する形で米軍の直接占領と基地建設があり、その後も軍事優先の米軍統治下において沖縄住民はさまざまな形で人権を蹂躪・拘束されてきたこと、しかしそれに屈することなく、非暴力の抵抗運動その他によって抗議の意思を示しつづけてきたことである。第2は、そうした米軍政から脱却するために住民の日本復帰運動が高揚したが、その内実も当初の民族主義的色彩の強い段階から『自治権拡大』闘争を経て60年代後半の『反戦復帰』運動へと発展していったことである。そして最後に、これらの戦後沖縄の大衆運動の歴史には、『非武の伝統』への回帰（再選択）という形をとった『反戦平和』の思想や心性の発展が一貫して見られたことである」という。とくに、上記のうち最後の指摘は、本稿の考察にとって重要な意味をもつものであると思う。

こうした抵抗運動における非暴力の思想を最も典型的に示したもののひとつは、1950年代の「土地闘争」で採られた民衆の行動形態であろう。この闘争の経緯をかいつまんで記しておきたい⁽²⁰⁾。すなわち、沖縄に軍政を敷くアメリカは、50年代に入ると、新たな基地建設のための土地接収を開始した。53年4月には旧真和志村銘苅で、9月には読谷村渡具知・古堅で、12月には旧小禄村具志で、そして55年3月には伊江島で、7月には旧宜野湾村伊佐浜で、抵抗する住民を「銃剣とブルドーザー」で排除しつつ、米軍は強制的土地接収を繰り返した。その上、米軍は、実質的な土地取上げを企図し、接収した軍用

地の地代一括支払い計画を推進した。56年6月に公表されたプライス調査団の米下院軍事委員会への勧告は、米軍の沖縄基地の重要性を指摘しつつ、その恒久的確保のために軍用地代一括払いが必要であると強調していた。そして、このプライス勧告を契機に、これに反対して、56年の後半以降、「土地を守る四原則」（地代一括払い反対・軍用地使用料の適正補償・住民に与えた損害の賠償・新規土地接収反対）を掲げた「島ぐるみ闘争」が沖縄全域で展開されたのである。

その中で、伊江島では、米軍は、1953年7月から、爆撃演習用地接収のためとして、その年4月に公布していた土地収用令（米国民政府命令109号）によって、真謝・西崎地区の住民に土地明渡しを迫った。とくに55年3月、住宅をブルドーザーで壊し、農作物とともに焼き払うという暴挙に出た。農民は、武装米兵との非暴力による抵抗、琉球政府への陳情、断食を交えた座り込み、「乞食行進」（沖縄島をくまなく回って伊江島の実情を訴えた）など種々の戦術で粘り強い闘争をおこなった。そうした闘争において刮目されるのは、米軍との対応で弾圧の口実を絶対に与えないことを基本にした「陳情規定」を、真謝・西崎の全地主一同の署名・捺印による誓約をもってつくっていたことである。それは、

「一、反米的にならないこと。

一、怒ったり悪口をいわないこと。

一、必要なこと以外はみだりに米軍にしゃべらないこと。正しい行動をとること。ウソ偽りは絶対語らないこと。

一、会談の時は必ず坐ること。

一、集合し、米軍に対応するときは、モッコ、鎌、棒切れその他を手にもたないこと。

一、耳より上に手を上げないこと。（米軍はわれわれが手をあげると暴力をふるったとって写真を撮る。）

一、大きな声を出さず、静かに話す。

一、人道、道徳、宗教の精神と態度で折衝し、布令・布告など誤った法規

にとらわれず、道理を通して訴えること。

一、軍を恐れてはならない。

一、人間性においては、生産者であるわれわれ農民の方が軍人に勝っている自覚を堅持し、破壊者である軍人を教え導く心構えが大切であること。

一、このお願いを通すための規定を最後まで守ること。

右誓約いたします。

1954年11月23日

真謝，西崎全地主一同（署名捺印すること）

というものである⁽²¹⁾。

これについて、伊江島農民の運動を指導した阿波根昌鴻は、「無抵抗の抵抗、祈り、おねがい、悲願、嘆願、わしらはひたすらこれで押して行きました。」⁽²²⁾と述べている。まことに、ここには非暴力の抵抗の姿勢が貫かれているといえる⁽²³⁾。

2 ハーグ条約を論拠にした米軍への宣誓拒否——瀬長亀次郎の実践

加えて筆者は、非暴力の、断固とした闘争姿勢を、瀬長亀次郎の中に見出す。この、徹頭徹尾米軍に屈しなかった沖縄民衆運動の不屈のリーダー（その活動を描いた映画のタイトルは「米軍が最も恐れた男」である）の全体像について語るには十分な準備が必要であるが、それを後の課題にして、ここでは、同氏がした、米軍への宣誓拒否の論理に注目する⁽²⁴⁾。

すなわち、1952年に発足した琉球政府の第1回立法院議員選挙で当選した瀬長は、政府創立式典において米国民政府の副長官・主席民政官に対して当選議員中ただ一人、宣誓することを拒否した。この宣誓文は、「われわれは、茲に自由にして、かつ民主的な選挙に基づいて琉球住民の経済的、政治的、社会的福祉の増進という崇高な使命を達成すべく設立された琉球政府の名誉ある立法権の行使者として選任せらるにあたり、米民政府ならびに琉球住民の信頼にこたえるべく、誠実かつ公正に、その義務を遂行することを厳粛に誓います。」

というものであった^(24-a)が、瀬長は、宣誓は米軍支配者ではなく、選挙民たる沖縄県民に対してするものである、としたのである。

そして、重要なのは、その論拠に、ハーグ陸戦条約の「占領地の人民は、これを強制して、その敵国に対して忠誠の誓いをなさしむことを得ず。」との規定を挙げたことである^(24-b)。米側が沖縄占領にあたって用いているハーグ陸戦条約を、占領者に対する抵抗の武器としたのである。この、法律論的抵抗のロジックの鮮やかさに筆者は目を見張らされる思いがするが、もっとも強じんな抵抗をもっとも非暴力に徹した方法でおこなおうとする信念がこれを産み出したものといえよう。

3 平和憲法への希求

沖縄戦後、アメリカの軍政支配の下で、沖縄の民衆運動が祖国復帰を目指し、その理念を非武の日本国憲法に見出したことは、民衆運動自体が非暴力の思想を基軸とするものとなったことと深く関連しているものと思われる。一書⁽²⁵⁾は、次のように述べている。——「沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）は、結成の当初から事業項目の中に布告・布令の廃止と憲法の沖縄への適用を掲げ、『潜在している憲法の適用を顕在化する』ことを主目標としてきた。／とりわけ憲法前文の『平和主義』と第9条の『戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認』は、大衆運動（復帰運動）の指導理念として、『非暴力主義』の反戦平和運動をみちびいてきた。／米統治下という沖縄の政治・社会的状況は、かつての薩摩による沖縄支配を彷彿させる局面をもっていたが、大衆運動は、あらゆる障害を突破して最終的に日本復帰を実現させた。民衆が要求した『基地のない平和な沖縄県』としての『完全復帰』にほど遠かったとはいえ、巨大な日米両支配権力に対抗するに、徹底した非暴力主義による大衆運動の勝利は沖縄の民衆に、かつてない自信と勇気をあたえるものであった。（／は改行を示す）」^(25-a)というものである。

そして、この著者は、こうした戦後沖縄における民衆の（非暴力の）反戦平和意識の登場は、米軍統治下で起こった社会変動の中でもっとも注目されるもののひとつである、としている^(25-b)。なお、こうした観方から、復帰協による

1969年9月の「11.13統一スト」の際に、非暴力主義の確固とした運動方針が確認されたことも留意されてよい。すなわち、大衆運動に際しては「暴力は基地被害と同罪であり、平和な生活を破壊する」「暴力に抗議すると言いながら、暴力をふるう者を絶対に許してはならない」とする運動原則を貫き通したものである。そして、この実績は、戦後沖縄の大衆運動史の遺産とってよく、復帰協解散後も、この伝統は、沖縄の「反戦平和」を担う各運動団体に着実に受け継がれている、とされる^(25-c)。

このようにして、沖縄戦後の民衆の平和運動は、「非武」の伝統を選び直して、非暴力主義を基底とする思想を形成してきたということができよう。

Ⅲ 沖縄人牧師の担う平和思想の一例——比嘉静観の《無戦論》

沖縄の平和思想の特質を知ろうとするとき、本土の近代史において多く個人によって形成されてきた平和思想⁽²⁶⁾との関連を探ることは、欠かせない一課題であるといえる。ただ、本稿の冒頭で述べておいたように、管見の限りでは、意外の感を禁じえないところであるが、沖縄においては、個人の名と結びつくような平和思想はほとんど見いだすことができないように思われる。

思うに、沖縄の場合、平和思想に限らず、近代的な思想の萌芽・形成自体が遅れたことは否めず、また、特殊な一要因であるが、沖縄における自由民権運動が、その主要な担い手であった謝花昇が時の奈良原県政の権力によって抑え込まれたことによって、十分な蓄積のないままに壊滅したことも、その後の平和思想の形成・発展に著しく否定的な影響を及ぼしたと考えられる。それらの事情から、戦後の沖縄の平和思想は、先に述べたように、歴史の中で集団的に紡がれてきた民衆の意識が呼び出され、大衆的平和運動をとおして非暴力の理念として結実したものと思われる。

そうした中で、在外の沖縄人によって育まれた「無戦」の思想が注目される。もっぱら、一つの先行業績⁽²⁷⁾に依拠することになるが、以下に紹介しておきたい。

この「無戦」論の担い手は、比嘉静観（本名 賀秀。1887-1985）である。彼

は、主に海外（ハワイ）で牧師として宗教活動・文芸活動に従事した。ハワイに渡ったのは、沖縄バプテスト教会と思想上の衝突をし、同教会の牧師を辞任したのち、1916年に伊波普猷とともに「沖縄組合教会」を創設して宗教革新運動を展開し、1921年9月、ハワイ・メソジスト教会の招聘を受けたことによる。静観は、内村鑑三の「非戦論」を極限的に押し詰めて⁽²⁸⁾、後に述べるように、「無戦世界」の構築と「資本主義の撤廃」まで主張した。その点で、伊波普成（月城。普猷の実弟）以上の思想性の高さがあったといわれ、近代沖縄でもっとも「進歩的」な牧師・宗教家であったと評されもする。

その思想をあらわすものとして、1920年代初頭にハワイの労働争議に触発されて、「労働運動の進行曲（マーチ）は世界中に響く……資本の権威に恐れではならぬ 時偶起る逆風と暴風に驚くな 虚偽の指導者を見抜け 正義と善美は 神に寄れる真心と愛の外にない 決つと〔ママ〕勝利である 必然の解決である」と謳う「労働詩」を書いたものがある（『生命の爆音』1922年）。これは、「宗教のプロレタリア化」を目指したものと受けとられている。静観は、第1次大戦の惨禍をふまえて、世界秩序が「無戦世界」に導かれなければならないと考え、そのために「教会が戦争廃止の連盟をつくって活動」することの重要性を説き、「国際連盟と国際法と万国仲裁裁判」の必要を唱えた。さらに、「戦争は軍国主義によりて起こ〔る〕。……軍国主義は国家主義の所産であり、近代の帝国主義的国家主義は資本主義の所産で〔ある〕。……地球上より戦争を撤廃して平和の世界を来たらせようとするには、……軍国主義の根底たる資本主義の撤廃を計らねばならない」との主張に行きつく。

そして、この「資本主義の撤廃」によって「無戦争世界」を樹立するために、「黎明教会」を設立した。それは、「人間のための民衆のための生命のための会であり、……イエスと使徒時代における共産的一大家族としての相互扶助の生活を営みつつ進む教会」であるとされた。つまり、「イエスの精神の下に、真に選ばれたプロレタリアとして、人間社会のモデルを創造する共同生活・共同事業の実現」を目的とするものであった。そして、そこには、強い「世界人主義」（コスモポリタニズム）が貫徹している。

以上が、先行業績にもとづく比嘉静観の「無戦論」の紹介である。それは、

原始キリスト教精神と空想的社会主義を融合させた純粋で強烈な平和思想であるといえよう。たしかに、この論者のいうように、「憲法9条の平和主義を今から80年余前に表明したものであった」⁽²⁹⁾と位置づけられるものであろう。ハワイという、当時のわが国天皇制権力の野蛮な治安維持法体制の及ばなかったところであってこそ主張しえたものであるが、その歴史的・社会的背景をいっそう深く知る価値があると考ええる。

むすびにかえて 沖縄県民の努力と平和思想の発展

以上に粗描したところから、沖縄の平和思想というとき、沖縄戦後の米軍政および復帰後の安保体制下の過酷な政治史の中で、非暴力主義を特質とするものとして形成され、その過程で過去に民衆（琉球王朝を含む権力ではなく）が育んできた非武の伝統、あるいはその断面が想起され、選び直された、といえよう。そして、今日なおも、沖縄の平和は、米軍とその従僕の役割を甘んじて引き受けていると評さざるをえない日本政府とによって蹂躪されており、そのことからまた、平和思想も日々鍛えられていると言ってよい。

沖縄県民が、米軍と米軍人のもたらす生命と身体・財産への侵害を、今に至るも日常的に蒙っている根本的理由は、日本政府が沖縄県民の側に立たないことにある。県民が米軍基地に基因する事件・事故に抗議し、新規の基地建設に反対し、そしてその意思を選挙をはじめとする公の場でいくら表明しても、日本政府はそれを一顧だにしない。「負担軽減に努める」などという常套句は、沖縄人は「負担」に耐えて当たり前だ、と言い放ったことを意味する。これに対しては、県民は当然に、さまざまな手法で不断のプロテストを続けており、屈しない。その手法の中で刮目されるのは、万単位の人々が結集する県民大会である。

それは、少女暴行抗議、女性暴行殺害抗議、教科書検定意見撤回、オスプレイ配備反対、新基地建設阻止等々を主張するものであるが、民意を結集した、典型的に平和的な抵抗の方法である。その、もっとも近時のものは、本稿執筆中8月11日の、辺野古新基地建設の土砂投入阻止を掲げた7万人の集会であっ

沖縄の平和思想の特質

たが、それは、不幸にも、その3日前に急逝した翁長雄志沖縄県知事を弔う追悼の場ともなった。こうした県民集会をはじめ、人々は、事件・事故のたびに抗議の表明や嘆願、また住民保護のための条例づくり、デモ行進やカヌー隊による直接的抗議等々を重ねており、また自治体も、日本政府に対する抗議や要望を怠ってはいない。このような民衆多数の意思表示があっても沖縄における米軍基地問題が解決しないことは、民主主義国家では本来生じるべくもない不条理というほかない。それでも、人々は、《勝つことはあきらめないこと》を標語にして、日々努力している。そのような民衆の中で、きっと、現代沖縄の平和思想は、いっそう発展したものへと育てているにちがいない。

この点で、故翁長知事が、自らは保守（自民党）の政治家でありつつ保革を超えて（「イデオロギーよりアイデンティティ」）県民の総結集（「オール沖縄」）を図り、終始一貫県民意思に従って政府の悪政と対峙しつづけたことは、その姿勢自体が沖縄の平和思想を具現化した一典型といえよう⁽³⁰⁾。筆者も、翁長氏の思想から啓発を受けた鮮やかな思い出がある。2016年6月19日の県民大会であるが、知事は、女性殺害を防げなかったことを行政の長として詫びた上で、沖縄県民の保護を日本政府に期待することはできないと言い切り、県民の生命を守る手立てを県民で考えよう、と訴えた。6月の炎天下に集った6万5000人の一人としてそれを聴いたことが、その後、米軍を規制して住民を守ることを自治体の条例によって図ろうという《住民保護条例》の提唱につながった。翁長氏の言葉は、強い伝播力をもって県民の心を打ったのである。これも、平和思想の形成の一回路であるにちがいない。

註

- (1) 大城将保「平和の文化の創造と発信」石原昌家＝仲地 博＝C・ダグラス・ラミス 編『オキナワを平和学する！』（法律文化社・2005年）181頁。
- (2) 波平恒男「沖縄がつぐむ『非武の安全保障』思想」島袋 純＝阿部浩己（責任編集）『沖縄が問う 日本の安全保障〔シリーズ日本の安全保障4〕』（岩波書店・2015年）81頁以下。a-81頁、b-83頁、c-84頁。
- (3) なお、東恩納寛淳（伊波普猷と並ぶ沖縄学の泰斗とされる）は、「今後の敗戦に

- よって、日本は3000年の歴史を遺憾なく捨て、武士道日本の伝統をすら弊履のごとく脱ぎ捨てて一路平和国家文化国家の出現に邁進している。この姿こそ沖縄が300年前の〔島津氏の侵攻における〕敗戦以来守り続けてきた理念であった。」と述べている(同『概説沖縄史』1950年。引用は、波平・前掲註(2)102-103頁による)。
- (4) 安良城米子「琉球・沖縄の平和思想——『非暴力』の視点から」石原など編・前掲註(1)33頁以下。a-33頁, b-43頁, c-38-39頁, d-40頁, e-41頁, f-42頁, g-42-43頁, h-43頁。
 - (5) 安良城「琉球・沖縄の平和思想——『非暴力』からのアプローチ」沖縄国際大学大学院地域文化研究科南島文化専攻修士論文・2004年。
 - (6) 安良城・前掲註(4)。a-33頁, b-43頁。
 - (7) なお、このような言説について、西銘圭蔵『沖縄をめぐる百年の思想』(ポーターインク・2010年)は、これは非歴史的な主張であるのみならず「倒錯した認識」であり、「読むのも恥かしくなる珍説である」と評している(39頁)。
 - (8) ベイジル・ホール(春名 徹(訳))『朝鮮・琉球航海記——1816年アーマスト使節団とともに』(岩波文庫・1986年)271-272頁。
 - (9) 与那国 暹『沖縄・反戦平和意識の形成』(新泉社・2005年)20頁。
 - (10) 波平・前掲註(2)188頁。なお、ここで引用されている文章は、大熊良一訳著『ブロッサム号来琉記』(第一書房・1979年)75頁に拠っている。
 - (11) ホール著・前掲註(8)の訳者(春名 徹)による註362-363頁。
 - (12) 与那国・前掲註(9)23頁。
 - (13) 嘉手納宗徳「武備」沖縄大百科事典刊行事務局(編集)『沖縄大百科事典』(下巻)(沖縄タイムス・1983年)388-389頁。
 - (14) 参照、宮城栄昌『琉球の歴史』(吉川弘文館・1994年)87-88頁。次のように述べられている:「〔尚真の〕治績の中、按司の刀狩りを行い、すべて首里城下に居住せしめたのは、元來在地の土豪の性格を有していた按司の王室に対する反抗を停止させることがねらいであった。これによって国王の専制支配を強化することができた。しかし『刀剣弓矢の類は、専ら国を護る武器にした』というから、武器は王国の武器庫に保管されたことが知られる。……武器をとりあげられた按司たちは、国王の家臣団の立場に置かれ、後の薩摩の侵略戦争時にみられるように、非常時には軍役の義務を負わされた。それにかわり所領が安堵され、按司たちの家来も身分や役職に応じて種々の給付を受け、国王への奉公を強制された。これにより未成熟ながら、沖縄社会にも封建制度が樹立されていった。しかし按司たちは常時武的訓練を行うことがなかったので、沖縄の防備は裸にひとしく、それがそれから約1世紀後の1609年(慶長14)、薩摩の侵略に惨敗を招く結果となった」と。
 - (15) 比嘉春潮=霜多正次=新里恵二『沖縄』(岩波新書・1963年)105頁以下。引用の

沖縄の平和思想の特質

- 文は、107頁・109頁。
- (16) 参照、我部政明「ヌチ ドゥ タカラ (命^{めい}どう^{たから}宝)」広島市立大学 広島平和研究所 (編)『平和と安全保障を考える事典』(法律文化社・2016年)489頁。
 - (17) 銘文の大意は、富島壮英「万国津梁の鐘」『沖縄大百科事典』(下巻)・前掲註(13)268頁にもとづく。
 - (18) 全上267頁。
 - (19) 波平・前掲註(2)103頁。
 - (20) 参照、安里進＝高良倉吉＝田名真之＝豊見山和行＝西里喜行＝真栄平房昭『沖縄県の歴史』(山川出版社・2010年)303-304頁。
 - (21) 阿波根昌鴻『米軍と農民——沖縄県伊江島』(岩波新書・1973年)50-51頁。
 - (22) 全上54頁。
 - (23) なお、こうした事例をとらえて、異国船来航による受難の歴史的事件以来「『外圧』に対する沖縄の人々が探ってきた対応と、その後の『平和運動』には共通性が見出せる」とするものがある(石原昌家＝新垣尚子「戦後沖縄の平和運動に見る非暴力主義——1950年代の『土地闘争』を中心に」沖縄国際大学社会文化研究2巻1号(1998年)169頁)。しかし、私は、先に論じておいたとおり、このような見解は採らない。
 - (24) 瀬長亀次郎『新装版 沖縄の心——瀬長亀次郎回想録』(新日本出版社・2014年〔初刷は1991年〕)。a-82頁、b-84頁。
 - (25) 与那国・前掲註(9)。a-27-28頁、b-12頁、c-143頁。
 - (26) もっとも代表的なものとして、参照、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店・1987年)93頁以下。
 - (27) 比屋根照夫「無戦論の系譜」石原など編書・前掲註(1)15頁以下。
 - (28) ここでは、比嘉静観の「無戦論」は、内村鑑三の「非戦論」を極限的に押し進めたものと評価している。ただ、その評価の根拠は示されていないので、それを考える一助として、内村の非戦論について、周知のところであるが、一瞥しておきたい。
内村鑑三(1861-1930)は、日露戦争にあたって非開戦を唱え、自らを「戦争絶対的廃止論者」と位置づけた。戦争の本質は人を殺すことであり、その利益は強盗の利益にほかならず、そうした大罪悪を犯しては個人も国家も永久に利益を収めることはできないと指摘した。また、戦争の本質は、怨恨、嫉妬、憤怒、兇殺、放蕩等のすべての罪悪を一括した最大悪であり、戦争により無辜の人を殺さなければならないような正義などはない、とした。つまり、平和は戦争を通して来るのではなく、それを廃して実現されるとし、武器を擱くことが平和の始まりであるとの「絶対的平和主義」を説いたのである(参照、河上暁弘「内村鑑三の非戦論と平和思想」広島市立大学 広島平和研究所編・前掲註(16)45頁)。

内村は、こうした徹底した非戦論を主張したのであるが、意外にも、それは良心的兵役拒否を結論するものではなかった。さらには、戦場に出るにしても、直接武器を手にとらない衛生兵勤務を選ぶといった道をも考慮していない。とはいえ、いずれにしても、内村の死後、その非戦論は、それに続く人たちによって継承され、日本ファシズムの政治状況の中で展開されていった。そして戦後の日本国憲法の平和主義は、内村に代表される近代日本の平和と反省の思想的系譜の中に立つものである。それは、戦争のために武器を手にとらない決意を国家的規模で実現した国民的兵役拒否の体制にほかならない。内村の信仰と真理の遺産は、戦後の今日、さらに新しい闘いの課題を設定しているといわなければならない（参照、宮田光雄『平和の思想史的研究』〔創文社・1978年〕96-97頁，101頁）。

(29) 比屋根・前掲註2731頁。

(30) これにかんする翁長雄志知事の代表的著作として、同『闘う民意』（角川書店・2015年）を挙げておきたい。

（2018年8月25日 脱稿）

追記 脱稿後9月30日の沖縄県知事選挙で、本文においてとりあげた翁長雄志氏の、沖縄にこれ以上米軍基地はつくらせないという政治姿勢を継承する玉城デニー氏が当選した。現政権の基地建設強行方針を代弁する候補に大差をつけての勝利であった。ここに示された県民の意思は、沖縄の民衆の担う平和思想がまた一歩前進したことを示すものといえよう。